

プロスポーツにぎわい創出事業委託業務仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、県が発注を予定している「プロスポーツにぎわい創出事業委託業務」の企画提案及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者と協議の上、別途作成する。

2 業務名

プロスポーツにぎわい創出事業委託業務

3 目的

地域活性化やスポーツ振興を図るため、地域密着型プロスポーツ球団の果たす役割は大きく、県内には愛媛FC、愛媛マンダリンパイレーツ、愛媛オレンジバイキングス及びFC今治の4つのプロスポーツ球団が存在する。県民に夢や感動、生きがいや元気を与え、県民の誇りとなる球団になるよう支援するため、4球団の試合を活用した男女の出会いの場を創出することで、若年層が気軽にプロスポーツの試合へ足を運ぶきっかけづくりや、プロスポーツに対する興味・関心を喚起し、新規ファンの獲得につなげ、地域の活力や賑わいの創出を図る。

4 事業費（委託料）

4,477,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

5 委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

6 業務実施方針

本業務の実施に当たり、下記の実施方針を十分に考慮すること。

○若年層のプロスポーツ観戦のきっかけづくり及び出会いの場の創出

試合観戦と併せて県内若年層が気軽に参加し、親睦を深めることのできるイベントを実施することにより、球団への興味・関心を増大させ、新規ファンの獲得を図るほか、男女の出会いの場を創出すること。

7 業務内容

下記に掲げる事業の実施に必要な一切の業務を行うこと。

(1)「プロスポーツ出会い支援イベント（仮称）」の開催

開催条件は下記の通りを想定するが、最終的には提案内容及び協議によって決定するものとする。

○開催日：各球団ホームゲーム日

○場 所：実施内容に合わせて決定

○参加者：県内20～29歳の男女40人程度（男性20人、女性20人）/回

○実施回数：愛媛FC、愛媛マンダリンパイレーツ、愛媛オレンジバイキングス、FC今治のホームゲームで1回ずつ 計4回

① イベントの企画・運営

各球団の試合観戦と併せて、下記のとおりイベントを実施すること。また、下記のイベントに代わる内容があれば積極的に提案すること。

(ア) 参加者同士の親睦を深め、試合観戦への機運を醸成するイベント

各球団のホームゲーム観戦前に、参加者同士が交流し、親睦を深められるイベントを実施すること。

(イ) スポーツ体験

各球団のホームゲーム観戦前に、参加者誰もが楽しめるスポーツ体験の企画を取り入れること。

(ウ) 著名人等の招へい

司会等で参加者を巻き込みイベントを盛り上げることのできる著名人等を招へいし、参加者がより楽しめるよう工夫すること。

(エ) その他

参加賞として観戦チケットやノベルティの配付など、次回の観戦を促す工夫を多数取り入れること。

② 参加者募集等

(ア) 上記イベントについて、出会いを求めている若年層の男女が目にしやすいWebサイトやSNS等の媒体を活用し、募集すること。

(イ) テーマを決め、特定の男女にターゲットをしぼるなど、参加者が集まりやすい工夫をすること。

(例)

- ・女性が参加しやすいよう事前に男性の参加者のみを募集
- ・男性は申込時にプロフィールを提出し、条件をクリアした者を選定
- ・女性の募集に当たっては、参加する男性の条件について明記

(ウ) 男女比率に偏りがある場合又は参加者多数の場合は抽選を行うなど、均等になるよう調整すること。

(エ) 参加者と必要な連絡調整等を行うこと。

(オ) 参加者を送迎するバスを用意すること。

(2) 独自提案

本県のプロスポーツの応援機運を更に高めるような企画の提案も可能とする。

8 事業計画書及び報告書の提出

(1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、広報手段やイベント内容等の具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して提出すること。

(2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。

- (3) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

9 再委託の可否

原則として、受託者は業務を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託の業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて県へ報告し、必要と認められた場合はその限りではない。

10 成果の帰属及び秘密保持

- (1) 成果の帰属
本業務で得られた成果は、原則として、県に帰属する。
- (2) 秘密保持
 - ① 本業務に関し、受託者から県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
 - ② 業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
 - ③ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

11 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、県及び各球団と協議の上、実施するものである。
- (2) 参加者アンケートを実施し、結果を取りまとめること。(内容については、県と協議のうえ決定)